

岩手県告示第6号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、釜石都市計画片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業の換地処分をした旨釜石市長から届出があった。

令和2年1月10日

岩手県知事 達 増 拓 也